

# 事務局説明資料

---

令和5年2月3日（金）  
警察庁説明資料

# 改正道路交通法の概要（特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の交通方法等について）

公布日：令和4年4月27日

施行日：公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日（※令和5年7月1日（予定））

## (1) 最高速度、車体の大きさ

- ・ 車体の構造（性能上の最高速度）：一般的な自転車利用者の速度
- ・ 車体の大きさ：普通自転車相当



## (2) 運転することができる者

- ・ 運転免許は要しないこととするが、16歳未満の者については運転を禁止
- ・ 特定小型原動機付自転車の販売やシェアリング事業を行う者に対して、特定小型原動機付自転車の利用者への交通安全教育を行う努力義務を課す

## (3) 通行場所

- ・ 車道、普通自転車専用通行帯、自転車道を通行
- ※ 歩行者の通行を妨げるおそれのない速度に性能上の最高速度を制御し、それに連動する表示をした場合には、例外的に一部の歩道又は路側帯の通行可



車道



普通自転車  
専用通行帯



自転車道



歩道



路側帯

## (4) 乗車用ヘルメット

- ・ 特定小型原動機付自転車の運転者に乗車用ヘルメット着用努力義務を課す

## (5) 違反者に対する措置

- ・ 交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象とする
- ・ 悪質・危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講を命令（命令違反には罰則）

# 道路交通法下位法令の規定の概要

## ■ 道路交通法施行令の一部改正（概要）

➤ 特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令の対象となる行為を次のとおり定める。

- ①信号無視、②通行禁止違反、③歩行者用道路徐行違反、④通行区分違反、⑤歩道徐行等義務違反、⑥路側帯進行方法違反、⑦遮断踏切立入り、⑧優先道路通行車妨害等、⑨交差点優先車妨害、⑩環状交差点通行車妨害等、⑪指定場所一時不停止等、⑫整備不良車両の運転、⑬酒気帯び運転等、⑭共同危険行為等、⑮安全運転義務違反、⑯携帯電話使用等、⑰妨害運転

※ 自転車を対象としていない違反行為である⑭及び⑯以外は、自転車運転者講習の受講命令に係る危険行為と同一又は類似のもの

## ■ 道路交通法施行規則の一部改正（概要）

➤ 特定小型原動機付自転車の大きさ及び構造の基準を次のとおり定める。

車体の大きさ	車体の構造
長さ：190cm以下	原動機として、定格出力が0.6kW以下の電動機を用いること
幅：60cm以下	<b>20km/h</b> を超える速度を出すことができないこと
	構造上出すことができる最高の速度を複数設定することができるものにあつては、走行中に設定を変更することができないこと
	道路運送車両の保安基準に規定する最高速度表示灯が備えられていること 等

➤ 特例特定小型原動機付自転車の歩道通行に関する基準を次のとおり定める。

表示の方法	最高の速度	車体の構造
道路運送車両の保安基準に適合する最高速度表示灯を点滅させることにより表示する方法	<b>6 km/h</b>	側車を付していないこと
		制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること
		歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと

## ■ その他



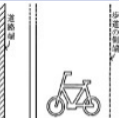
➤ 「国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令」を廃止する。

## ■ 本標識

- 原則、自転車マークに特定小型原動機付自転車を含める。

標識の名称	様式
自転車通行止め (309)	
自転車専用 (325の2)	
自転車一方通行 (326の2)	

- 歩道通行に関する自転車マークには、特例特定小型原動機付自転車のみ含める。

標識・標示の名称	様式
自転車及び歩行者等専用 (325の3)	
普通自転車歩道通行可 (114の2)	
普通自転車の歩道通行部分 (114の3)	

## ■ 補助標識

- 本標識に附置されている補助標識「車両の種類」で、普通自転車が交通規制の対象であること（ないこと）を示すもの（※1）については、特定小型原動機付自転車も交通規制の対象であること（ないこと）を示すものとし、特に区別する必要がある場合に限り、別を示すこととする（※2）。

※1

軽車両

軽車両を除く

自転車

自転車を除く

※2

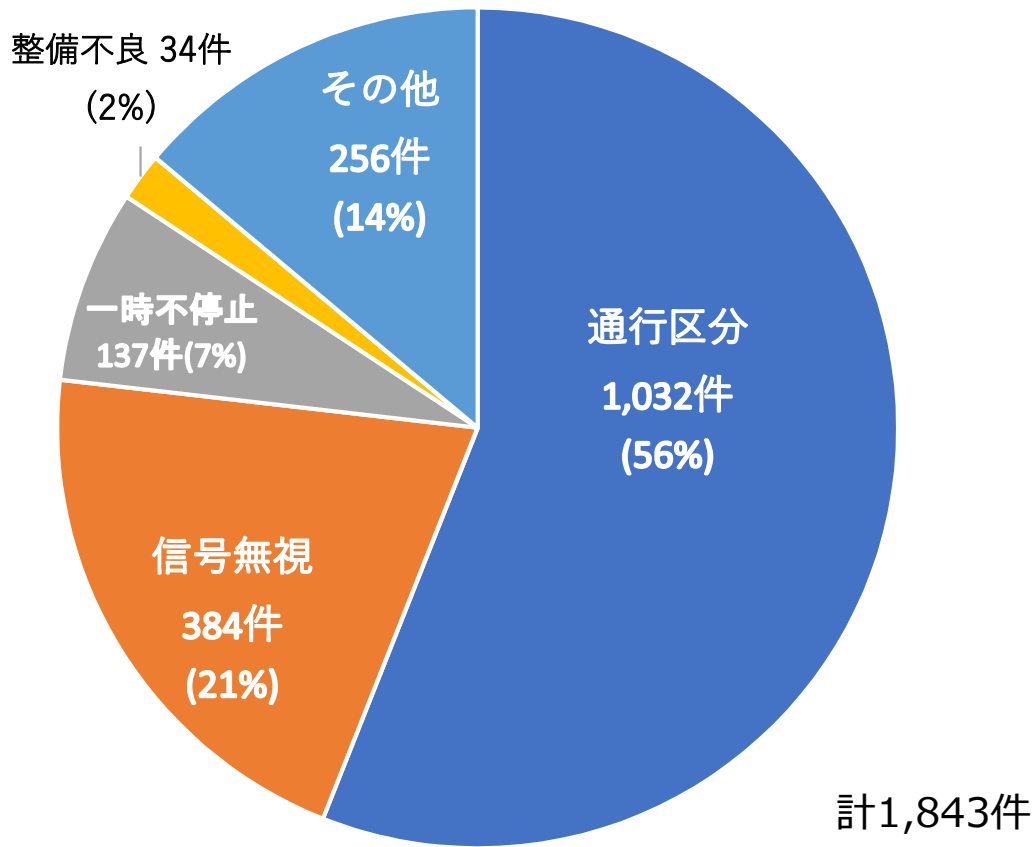
自転車を除く  
特定原付は通行不可

- 特定小型原動機付自転車及び特例特定小型原動機付自転車の略称を「特定原付」及び「特例特定原付」と定める。

# 電動キックボードに関連する交通違反・事故の発生状況①

## 電動キックボード検挙・取締り件数（違反類型別）

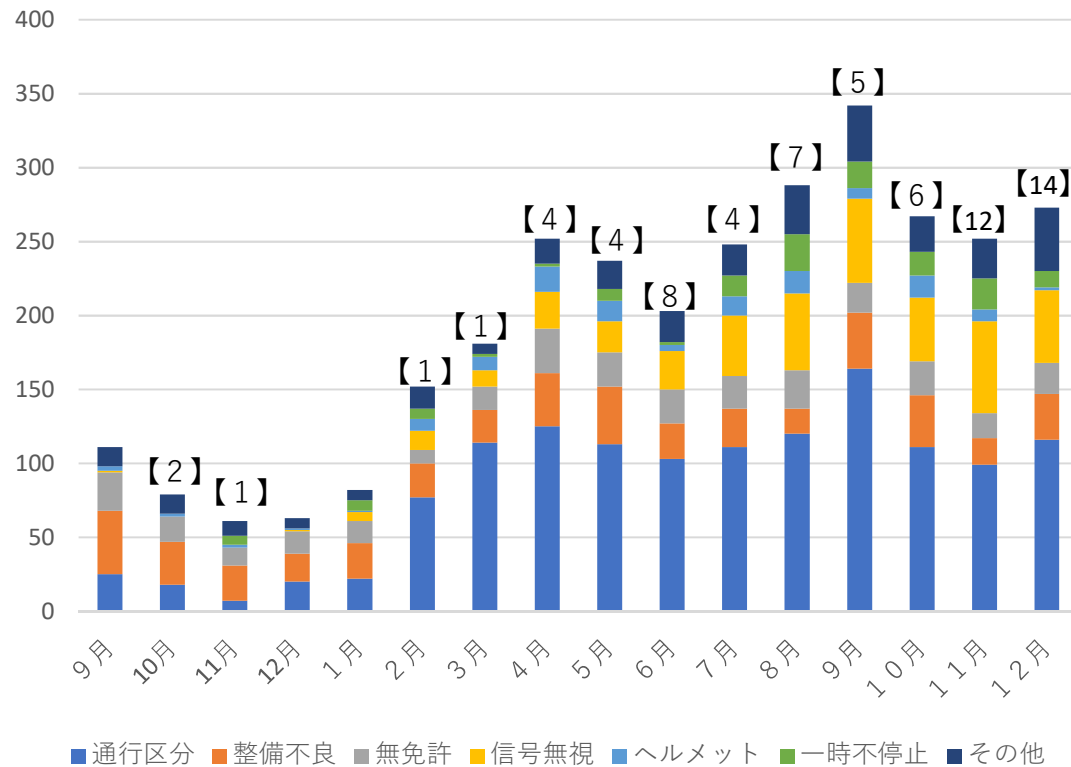
＜検挙件数（令和3年9月～令和4年12月）＞



■ 通行区分 ■ 信号無視 ■ 一時不停止 ■ 整備不良 ■ その他

※ 「その他」のうち、酒気帯び運転は41件

＜取締り件数の推移（令和3年9月～令和4年12月）＞



※ グラフ中【 】内の数値は酒気帯び運転の件数（「その他」の内数）

※ 取締り件数には、検挙件数のほか、指導警告件数を含む。

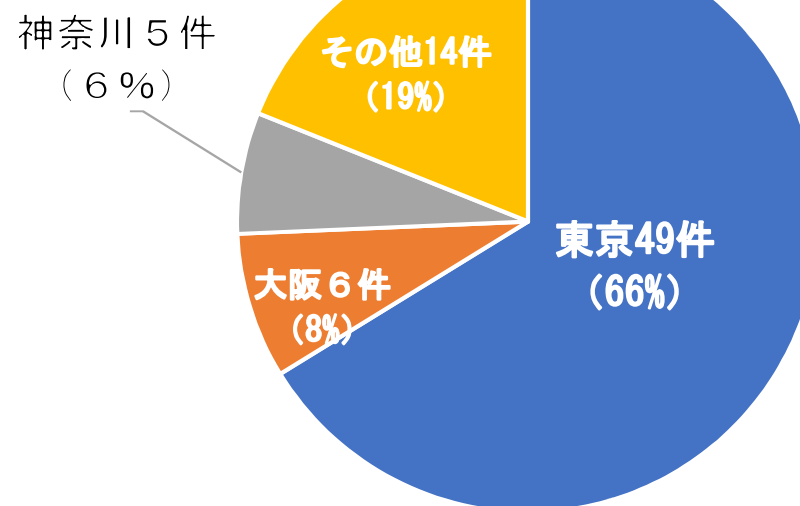
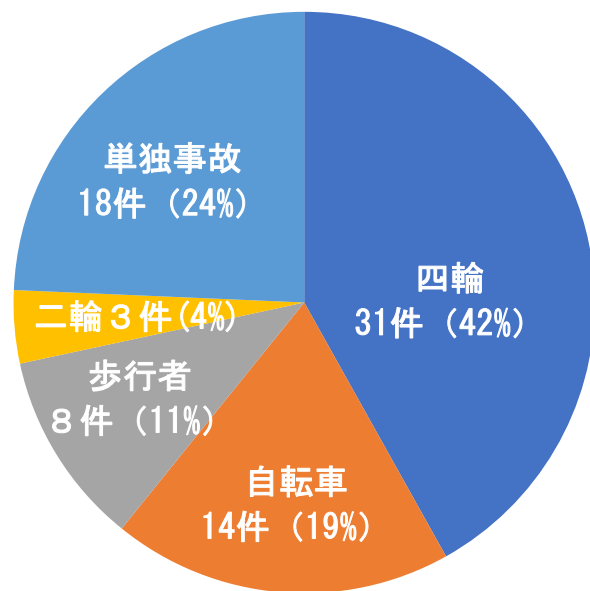
# 電動キックボードに関連する交通違反・事故の発生状況②

## <電動キックボードに関連する交通事故件数・死傷者数>

年次	区分	事故件数	死者数	負傷者数
令和2年		4	0	5
令和3年		29	0	30
令和4年		41	1	41
合計		74	1	76

※電動キックボードが第1当事者又は第2当事者となった人身事故で、警察庁に報告のあった件数を集計

<相手当事者別（令和2年～令和4年12月）>    <都道府県別（令和2年～令和4年12月）>



※その他：茨城1件、群馬1件、埼玉2件、千葉1件、石川1件、愛知2件、兵庫2件、徳島1件、福岡1件、長崎1件、沖縄1件

### 道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年4月15日 衆議院内閣委員会 抜粋）

- 本法により特定小型原動機付自転車（以下「電動キックボード等」という。）に関する交通ルールが整備されることを踏まえ、新たな交通ルールの周知徹底を図ること。
- 電動キックボード等及び自転車による事故が頻発していることを踏まえ、悪質な運転に対する取締りを強化すること。また、交通事故情報等を収集・分析し、交通安全の更なる向上に努めること。
- 電動キックボード等の車体の安全性に関する基準を速やかに策定するとともに、基準に適合しない車両や不正に改造された車両に対する取締りを徹底すること。
- 電動キックボード等及び自転車の安全な走行環境を確保するため、自転車道の整備等に努めること。また、今後電動キックボード等の普及が見込まれることに鑑み、駐車環境の整備等に努めること。
- 電動キックボード等が又貸しされる場合等においては、販売事業者等が利用者に直接交通安全教育を行うことが困難であることに鑑み、電動キックボード等を実際に利用する者に対する交通安全教育が確実に行われるよう努めること。
- 視覚障害者を始めとする身体障害者やお年寄り、子どもなどが安心して歩道を通行することができるよう、電動キックボード等及び自動配送ロボット等の歩道走行の在り方について検討した上で、必要な措置を講ずること。
- ヘルメットの着用が事故による致死率の低下等につながることに鑑み、電動キックボード等及び自転車について、ヘルメット着用の義務化も含め、ヘルメット着用率の向上に向けた方策を検討した上で、必要な措置を講ずること。
- 本法により十六歳未満の者による電動キックボード等の運転が禁止されることを踏まえ、当該規定の遵守を徹底するための方策について検討した上で、必要な措置を講ずること。
- 電動キックボード等については、人力により作動する自転車に比べ利用者による制御が難しいことや今後の技術開発の状況、事故の発生状況等を踏まえ、免許制の導入も含め、規制の在り方について検討した上で、必要な措置を講ずること。
- 電動キックボード等が、類似の一般原動機付自転車と容易に判別可能となるよう、外観表示の在り方について検討した上で、必要な措置を講ずること。

※ 参議院内閣委員会においても、同旨の附帯決議がなされている。

# 特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン骨子

## 背景

令和4年4月に公布された道路交通法の一部を改正する法律により、特定小型原動機付自転車の交通ルールが定められ、幅広い年代での手軽な移動手段として特定小型原動機付自転車の普及が見込まれている。他方、近年、電動キックボード利用者による交通事故・違反が増加傾向にあり、同法の国会審議では、新たな交通ルールの周知を図ること、関係省庁と事業者が連携し、効果的な交通安全教育の在り方について速やかに検討し、早期に実施すること等を内容とする附帯決議がなされた。これらを踏まえ、特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するために関係事業者が取り組むべき交通安全対策についてガイドラインとして示すもの。

## 目的

子供や高齢者、障害者等を含む多様な道路利用者が通行する道路において、新たな交通主体である特定小型原動機付自転車及び他の交通主体の双方の安全を十分に確保するためには、特定小型原動機付自転車に関係する事業者が十分な交通安全対策を講ずるべきであるところ、交通の安全と円滑を図る観点から、販売事業者、シェアリング事業者及びプラットフォーム提供事業者がそれぞれ取り組むべき交通安全対策に関する事項を示すことにより、特定小型原動機付自転車の適正かつ安全な利用を促進することを目的とする。

## 位置付け

本ガイドラインは、各事業者が最低限遵守すべき事項を示すものとして定め、各事業者は、ガイドラインに準拠した自主ルールを策定し、それぞれ必要な交通安全対策を講ずるものとする。

### 販売事業者が 取り組むべき交通安全対策

- 購入者に対する交通ルール等の周知
- 購入者の年齢確認の徹底
- 又貸し及び転売防止対策の実施
- ヘルメット着用の促進
- 保安基準に適合した車体の販売
- 自賠償保険加入対策の実施
- 車体の点検・整備の支援
- 交通事故発生時の対応
- 相談窓口の設置
- 関係行政機関等との連携

### シェアリング事業者が 取り組むべき交通安全対策

- 利用者に対する交通ルール等の周知
- 利用者の年齢確認の徹底
- 又貸し防止対策の実施
- ヘルメット着用の促進
- 悪質・危険運転者対策の実施
- 放置車両対策の実施
- 車体の点検・整備の徹底
- 交通事故発生時の対応
- 相談・通報窓口の設置
- 関係行政機関との連携

### プラットフォーム提供事業者が 取り組むべき交通安全対策

- プラットフォームを利用する販売事業者への働き掛け
- 不適格販売事業者の排除
- 相談窓口の設置
- 関係行政機関等との連携